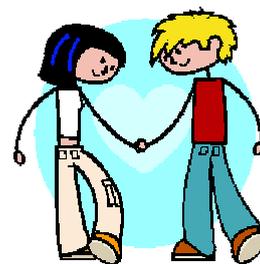


第13号

# 人権協だより

平成2年 3月 1日

発行 内部地区人権教育推進協議会  
(内部地区市民センター内)



## 地区人権懇談会が多くの参加を得て終了！！

内部地区人権教育推進協議会の主要事業である「地区懇談会」は、昨年10月10日を皮切りに内部地区6カ所で187名の参加をいただいて去る1月25日を最後に終了しました。各懇談会には、講師に市川清博先生を招き、「気づき」を主要テーマとして身近な問題や私たちの生活の中で何気なく行われている様子を見て、参加者がグループごとに気になるところを出し合い、気づきの大切さを再確認しました。この懇談会は来年度も会場を変えて引き続き実施する予定ですので、積極的なご参加をお願いいたします。



采女町での様子



また、会場では同和問題に対するアンケートを実施して、参加者のご意見等を聞かせていただきました。この結果は次の通りであり、今後の当協議会の事業実施の参考として活用させていただきます。

### 本年度の地区懇談会アンケートより

参加者年齢は60歳以上が50%強を占め、30歳代以下、40歳代、50歳代は、各年代とも15%前後の参加であり、170名の方からアンケートをいただきました。

部落問題の存在では、15%強の人が「もう無い」と認識している反面、「存在する」とした人は60%弱で、同和問題への取り組みにおいても、同様の回答をいただきました。加えて、地区内での取り組みについても、消極的な意見が10%強で、大切な問題だから積極的にとす意見が50%強でした。何れにしても同和問題に端を発し、種々の人権についても考えていかなければとする意識が、少しずつでも高まりを見せ始めていると感じました。

また、文章でコメントを下された方は44名あり、大変貴重な意見が多く、今後の活動に生かせればと思います。『誰もが持っている人権で、誰にも侵されてはいけない人権』、これが基本的人権ではないでしょうか？ その意味で、いただいた文章の一例を紹介します。

『全ての人が、人権の問題は身近にあるものだと感じる事が大切だと思います。(30歳代・女性)』

## 内部中学校区人権フォーラム」が開催される。

12月12日、内部中学校において内部中学校区人権フォーラムが開催されました。このフォーラムには、内部中学校・内部小学校・内部東小学校の児童・生徒、各学校の先生・人権協の役員等約45名が参加し、学校間の枠を超えて共に考え、共に意見を出し合うなど有意義な時間を過ごしました。

まず小中学校の連携では、中学校1年生から中学校生活や勉強・部活について、また人権についてメッセージがあり、小学生からはこのメッセージに対する感想の発表や質問が出され、中学生からはこれらに対して自らの経験や体験をもとに回答・アドバイスがありました。



お兄さんやお姉さんのアドバイスで、小学生たちは安心して中学校へ進学できると思いました。

その後、反差別・人権研究所みえの今村孝之先生を講師に招きワークショップが行われました。参加者全員が6グループに分かれ、自分の一番大切なものは何かを発表したり、「魚の絵」を描くことによって人それぞれに「違い」があることを学びました。

また、地域の日常生活の様子を描いた絵を見て気になるところを出し合うことにより、「気づき」の大切さを体験しました。

## もう一度読み直そう 「世界人権宣言」

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。この宣言は1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。

第一条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条 すべての人は、生命、自由、及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第六条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

(外務省ホームページから転載・第七条以下は次回以降に掲載します。)